

春秋叙勲

旧制度(平成15年春まで)



現行(平成15年秋から)

		旭日章 (公選職及び民間人)	瑞宝章 (公務員等)
勲一等旭日桐花大綬章		桐花大綬章	
勲一等旭日大綬章、勲一等宝冠章		旭日大綬章	瑞宝大綬章
勲一等瑞宝章			
勲二等旭日重光章、勲二等宝冠章		旭日重光章	瑞宝重光章
勲二等瑞宝章			
勲三等旭日中綬章、勲三等宝冠章		旭日中綬章	瑞宝中綬章
勲三等瑞宝章			
勲四等旭日小綬章、勲四等宝冠章		旭日小綬章	瑞宝小綬章
勲四等瑞宝章			
勲五等双光旭日章、勲五等宝冠章		旭日双光章	瑞宝双光章
勲五等瑞宝章			
勲六等单光旭日章、勲六等宝冠章		旭日单光章	瑞宝单光章
勲六等瑞宝章			
勲七等青色桐葉章、勲七等宝冠章	廃止		
七等瑞宝章			
勲八等白色桐葉章、勲八等宝冠章			
勲八等瑞宝章			

※ 旭日章は、功労の内容に着目し、顕著な功績を挙げた者に授与

※ 瑞宝章は、公務に長年にわたり従事し、成績を挙げた者に授与

※ 当該一覧表に記載されている役職等はあくまでも標準的な勲章であり、功績の内容によって上位の勲章を検討することとなる。

※ 当該一覧表は、あくまでも勲章区分の格付けにおける推移であり、実際の勲章区分(勲等区分)は、各分野ごとに基準(年数等)の見直しが行われる。